２　前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

一　被保険者番号

二～五　（略）

六　第六十七条第四項の認定を受けていることの確認を受けなかった理由

七　（略）

３　（略）

（療養費の支給の申請）

第四十七条　法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　被保険者番号

二～九　（略）

２～４　（略）

（訪問看護療養費の支給が必要と認める場合）

第五十条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者（第四十八条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）から現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。

（特別療養費の支給の申請）

第五十四条　法第八十二条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　保険者番号及び被保険者番号

二～六　（略）

２　（略）

（特別療養費に係る療養に関する届出等）

第五十五条　保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　保険者番号及び被保険者番号

二～五　（略）

２～４　（略）

第五十六条　指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　保険者番号及び被保険者番号

二～十　（略）

２～４　（略）

２　前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

一　被保険者証の番号

二～五　（略）

六　限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった理由

七　（略）

３　（略）

（療養費の支給の申請）

第四十七条　法第七十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　被保険者証の番号

二～九　（略）

２～４　（略）

（訪問看護療養費の支給が必要と認める場合）

第五十条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者（第四十八条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が当該指定に係る訪問看護事業（同項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）から現に指定訪問看護（法第七十七条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けるときは、この限りでない。

（特別療養費の支給の申請）

第五十四条　法第八十二条第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号

二～六　（略）

２　（略）

（特別療養費に係る療養に関する届出等）

第五十五条　保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号

二～五　（略）

２～４　（略）

第五十六条　指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　保険者番号及び被保険者資格証明書の記号番号

二～十　（略）

２～４　（略）